

水産物の輸入割当制度について

制度概要

- 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく輸入割当（Import Quota: IQ）制度は、輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）第9条に基づき、品目毎に我が国に輸入できる数量（又は金額）の上限を定め、この限度内において、輸入する者に個々に割当てを行う、輸入管理措置。
我が国沿岸・沖合漁業の主要水産物を対象に、国内で実施している資源管理措置の補完等を目的として実施。

輸入割当対象品目（18品目）

あじ いわし さば すけそうだら たら たら卵 いか 干しするめ
にしん こんぶ こんぶ調製品 ほたて貝 干しのり 無糖の味付けのり
のりの調製品 ばら干しのあおのり・ひとえぐさ
ぶり・さんま・貝柱及び煮干し 水産物※

※「水産物」の輸入割当ては、韓国を原産地とする「たら」「ぶり」「さんま」「貝柱」「煮干し」「あじ」「さば」「いわし」「ほたて貝」が対象となります。

割当ての基本的な仕組み

年間の輸入数量の決定

品目毎に、国内の資源管理状況等を勘案し、年度ごとの輸入割当限度数量（又は金額）を、農林水産大臣の同意に基づき、経済産業大臣が決定。

輸入者への割当て

割当方式別に、輸入者への個別の割当てを実施。

割当方式

実績割当て（商社割当て）

当該IQ品目を過去に安定的に輸入した実績を有する者に対する割当方式。前年の輸入実績に応じて配分し、80%以上消化できなければ、申請資格を喪失するペナルティ措置を実施。

商社割当てA2（追加実績割当て）

当該年度又は前年度の先着順割当てを一定以上消化した者、当該年度の商社割当てを一定以上消化した者に対する割当方式。

先着順割当て

新規参入者（過去に食料品の輸入通関実績を有する者）に対する割当方式。80%以上消化しなければ、申請資格を喪失するペナルティ措置を実施。

需要者割当て

加工業者に対して安定的に原材料を供給することを目的として、水産庁長官が内示する団体が会員の加工業者の要望に基づき発注した者に対する割当方式。

漁業者割当て

我が国漁船の外国の排他的経済水域における操業機会の確保等に必要な輸入機会の確保を図ることを目的として、水産庁長官が認定した漁業団体が発注した者に対する割当方式。

海外水産開発割当て

海外において持続可能な水産資源開発を行う国の政府機関が認めた漁業管理団体等と協力し、我が国への安定供給を図ることができることを水産庁長官が認定した者に対する割当方式。

輸入割当てを申請する方

経済産業省農水産室

輸入割当品目の確認

- ・ 輸入する貨物が輸入割当品目に該当するか確認ください。
(輸入割当て対象一覧表は[こちら](#))
- ・ 所有権が移転しない無償の委託加工契約に基づく場合などは、特殊輸入割当品目となります。詳細は[こちら](#)をご覧ください。

輸入発表の確認

- ・ 輸入発表は品目ごとに毎年度公表しています。
- ・ 輸入発表では、各輸入割当方式での申請資格、申請受付期間、申請書類、割当基準などを記載しています。

輸入割当て・輸入承認の申請

- ・ 輸入発表に記載する申請受付期間中に農水産室に申請してください。
- ・ **輸入割当てと輸入承認は同時に申請することとなります。**
- ・ 申請方法は、電子申請（NACCS）または郵送申請です。

輸入承認証の交付

- ・ 申請資格、申請書類などの審査を経て、**輸入承認証を交付します。**
- ・ 輸入承認証の有効期間は交付から12ヶ月（先着順割当てを除く。）です。

輸入申告

- ・ 輸入承認証の有効期限内に、輸入申告と併せて輸入承認証を税関に提出します。

通 関

- ・ 輸入承認証の承認数量（金額）の管理を行うとともに、原産国、船積地域等の承認条件がありますので、通関に当たっては、十分に御注意ください。

輸入通関実績報告書の提出

- ・ 商社割当てA1、A2、先着順の輸入割当てを受けた方は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月10日（必着）までに輸入通関実績報告書を農水産室へ提出しなければいけません。
- ・ 需要者割当て、漁業者割当て、海外水産開発割当ての各報告書については、[こちら](#)を御確認ください。

その他不明点があれば、[水産物の輸入割当てのQ&A](#)を御参照ください。

税 関

農水産室